

津地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 平成23年分の所得税の更正加算税の賦課決定通知書の処分取消請求事件

国側当事者・国(津税務署長)

平成27年8月27日却下・棄却・控訴

判	決
原告	甲
被告	国
代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	津税務署長 池田 永
指定代理人	坂 佳恭 外

主 文

- 1 本件訴えのうち、総所得金額マイナス339万8482円を超えない部分及び還付金の額に相当する税額273万2343円を超える部分の取消しを求める訴えを却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 津税務署長が平成25年6月28日付けで原告に対してした平成23年分所得税の更正及び加算税の賦課決定を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

2 本案前及び本案の答弁

主文と同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 更正処分

ア 原告は、平成24年3月15日、津税務署長(以下「処分行政庁」という。)に対し、総所得金額をマイナス339万8482円、還付金の額に相当する税額を216万8743円とする平成23年分の所得税の確定申告(以下「本件確定申告」という。)をした。

イ 処分行政庁は、平成24年5月24日付けで原告に対し、総所得金額をマイナス339万8482円、還付金の額に相当する税額を273万2343円とする平成23年分の所得税の更正処分(以下「本件減額更正処分」という。)をした。

ウ 処分行政庁は、平成25年6月28日付けで原告に対し、本件確定申告には事業所得等の金額に誤りがあるとして、事業所得等の金額を算定して更正するとともに、加算税の賦課決

定（以下「本件加算税賦課決定処分」という。）をし、総所得金額を5875万6641円、納付すべき税額を1758万5200円とする平成23年分の所得税の更正処分（以下「本件増額更正処分」という。）をした。

(2) 審査請求前置・訴訟提起

ア 原告は、平成25年7月24日、国税不服審判所長に対し、本件増額更正処分及び本件加算税賦課決定処分（以下「本件増額更正処分等」という。）について審査請求をした。

国税不服審判所長は、平成26年4月25日、原告の上記審査請求を棄却する旨裁決し、その頃原告に裁決書謄本が送達された。

イ 平成26年8月28日、原告は本件訴訟を提起した。

(3) 本件増額更正処分の違法性

ア 原告は、平成17年7月21日から平成20年2月14日までの間に、有限会社A（以下「A」という。）に対し、合計1億4631万1764円（以下「本件金員」という。）を支払った。これは、次のイの理由によるものである。

イ 神戸地方裁判所は、平成17年7月●日、原告について、破産手続開始を決定した（以下「本件破産手続」という。）。

A及び有限会社B（以下「B」といい、Aとを併せて「Aら」という。）は、原告に対し、合計1億4631万1764円の債権（以下「本件債権」という。）を有していた。

Aの代表乙（以下「乙」という。）は、原告との間で、原告の経営するC病院（以下「本件病院」といい、本件病院に係る事業を「本件病院事業」という。）の診療報酬を差し押さえず、本件病院の再開院に協力するかわりに、原告は乙らに損はさせない旨の約束（以下「本件約束」という。）をした。本件約束は最終的に平成17年8月1日に確定した。

原告は、平成17年8月19日、本件破産手続の開始決定に伴って破産管財人に選任されたD弁護士（以下「本件管財人」という。）との間で、本件管財人が管理する本件病院事業を原告に譲渡する事業譲渡契約（以下「本件事業譲渡契約」という。）を締結した。また、本件管財人、原告及びAは、同日、原告がAに対してした本件病院事業に係る診療報酬債権の譲渡が否認対象行為であるか否かについて争いがあるところ、互いに譲歩することにより、原告及びAが、本件管財人に対して、和解金として400万円を連帯して支払うことで、本件管財人は、上記診療報酬債権の譲渡につき、否認権を放棄する旨の和解契約（以下「本件和解契約」という。）を締結した。そして、原告は、本件約束に基づき本件金員を支払ったのである。

ウ 本件約束は、本件和解契約及び本件事業譲渡契約と一体のものであり（以下、本件約束、本件事業譲渡契約及び本件和解契約を併せて「本件三契約」という。）、本件三契約がなければ、本件管財人から原告への本件病院の事業の譲渡はなく、本件病院を再開院することはできなかった。

すなわち、本件金員の支払は、「自己が便益を受けるために支出する費用」（所得税法2条1項20号、所得税法施行令7条1項3号ホ）であり、繰延資産に該当する。したがって、本件金員の支払を必要経費として認めなかった処分行政庁の本件増額更正処分は違法であり、それを前提として計算された本件加算税賦課決定処分も違法である。

(4) まとめ

よって、原告は、被告に対し、本件増額更正処分等の取消しを求める。

2 本案前の主張一被告

- (1) 申告納税方式における納付すべき税額は、原則として、納税者が確定申告書（修正申告書を含む。）を提出すれば、それによって納税義務は確定するから（国税通則法16条1項1号）、その範囲においては納税者が自認したものである。

そして、納税者が自らした申告の内容を自己の利益に変更するためには、もっぱら更正の請求の手續（国税通則法23条等）によらなければならない、その他の救済手段によることは許されない。したがって、確定申告による納付すべき税額を下回る部分あるいは還付金の額に相当する税額を超える部分については、更正の請求の手續を経ることなく、抗告訴訟において取消しを求めることは、訴えの利益を欠き、不適法な訴えというべきである。

もっとも、確定申告後に減額更正処分がされた場合には、減額更正処分の結果、納税者の申告により確定した納税義務の一部が排除されて減額更正処分による納付すべき税額が確定されたのであるから、その後の増額更正処分が違法なものとして取り消されたときは、納税者は、減額更正処分により確定された納付すべき税額を超えて納税義務を負わない法的地位にあり、減額更正処分の後にされた増額更正処分のうち、減額更正処分により確定された納付すべき税額を超える部分の全部について、その取消しを求める訴えの利益があると解される。

- (2) 本件では、原告は、本件確定申告により、総所得金額をマイナス339万8482円、還付金の額に相当する税額を216万8743円とそれぞれ確定させている。そして、その後の本件減額更正処分により、還付金の額に相当する税額は273万2343円と確定された。そのため、本件減額更正処分後の総所得金額マイナス339万8482円を超えない部分及び還付金の額に相当する税額273万2343円を超える部分の取消しを求める部分は、いずれも訴えの利益を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

3 請求原因に対する認否一被告

- (1) 請求原因（1）及び（2）の事実はいずれも認める。

- (2) ア 請求原因（3）アの事実は否認する。

イ 請求原因（3）イの事実のうち、本件破産手続があったこと、本件三契約があったことは認め、本件約束が最終的に平成17年8月1日に確定したことは不知、その余は否認して争う。

ウ 請求原因（3）ウの事実は否認して争う。

4 被告の主張

- (1) 本件増額更正処分等の適法性

ア 本件増額更正処分の適法性

本件増額更正処分の計算根拠は、以下のとおりである。

(ア) 事業所得の金額 マイナス3206万3014円

これは、総収入金額1億3869万6488円から必要経費の金額1億7075万9502円を控除して算定した金額である。

(イ) 不動産所得の金額 81万6296円

(ウ) 給与所得の金額 426万0000円

(エ) 雑所得の金額 0円

(オ) 総合（譲渡）所得の金額 1億4450万0000円

(カ) 総所得金額 5875万6641円

これは、事業所得、不動産所得、給与所得及び雑所得を損益通算した後の金額マイナス2698万6718円と総合（譲渡）所得の金額を損益通算した後の金額の2分の1に相当する金額である。

(キ) 所得控除額 97万2162円

(ク) 課税総所得金額 5778万4000円

これは、前記（カ）の総所得金額から前記（キ）の所得控除額を控除した金額に、国税通則法118条1項の規定を適用して1000円未満の端数を切り捨てた金額である。

(ケ) 算出税額 2031万7600円

これは、前記（ク）の課税総所得金額に所得税法89条1項の規定を適用して算出した金額である。

(コ) 源泉徴収税額 216万8743円

(サ) 予定納税額 56万3600円

(シ) 納付すべき税額 1758万5200円

これは、前記（ケ）の算出税額から前記（コ）の源泉徴収税額及び前記（サ）の予定納税額を控除した金額に国税通則法119条1項の規定を適用して100円未満の端数を切り捨てた金額である。

イ 本件加算税賦課決定処分の適法性

本件加算税賦課決定処分の計算根拠は以下のとおりである。

(ア) 国税通則法65条1項の適用

本件増額更正処分により新たに納付すべきこととなった所得税額は、納付すべき税額1758万5200円から、本件減額更正処分により既に確定している納付すべき税額マイナス273万2343円を差し引いた金額に、同法119条1項の規定を適用して100円未満の端数を切り捨てた2031万7500円となる。

しかし、本件では、本件確定申告において前記ア（サ）の予定納税額の記載漏れがあったことを理由に本件減額更正処分がされたため、同法65条4項の「正当な理由」が認められる。そこで、同法施行令27条により、上記2031万7500円から本件減額更正処分で減額された56万3600円を控除すると、1975万3900円となる。この税額について、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てると1975万円となる。

この金額を基礎として、同法65条1項の規定に基づき、100分の10の割合を乗じると、同項に基づく税額は、197万5000円と計算される。

(イ) 国税通則法65条2項の適用

本件増額更正処分により新たに納付すべきこととなった所得税額2031万7500円から同法65条4項により56万3600円を控除すると、前記（ア）のとおり、1975万3900円となる。これは、期限内申告税額56万3600円を超えるから、同法65条2項の要件を満たす。

そこで、同項により、期限内申告税額56万3600円を超える部分に相当する税額1919万円（ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）を基礎として、同法65条2項の規定に基づき100分の5の割合を乗じると、95万9500円となる。したがって、これと前記（ア）の197万5000円との合計

額 293万4500円が本件における過少申告加算税の金額となる。

(2) 本件金員のうち、1億2700万円を除く部分については、支払の事実が認められないこと
原告は、本件金員をAに支払ったと主張するが、1億2700万円を除く部分については、
支払の事実を認めるに足りる証拠がなく、事業所得の計算上必要経費として認められない。

(3) 本件金員の支払は債務の弁済に過ぎず、「自己が便益を受けるために支出する費用」に当た
らないこと

本件約束は、原告がAに対して有する債務を確実に弁済することを確認したものに過ぎず、
本件金員が債務の弁済とは異なる和解金の性質を有していたり、本件約束が新たに債権又は債
務を発生させたりするものではないから、本件金員の支払は事業所得の計算上「自己が便益を
受けるために支出する費用」として認められない。

第3 当裁判所の判断

1 本案前の主張について

(1) 納税者が確定申告書を提出すれば、原則として、確定申告によって納税義務が確定するから
(国税通則法16条1項1号)、更正の請求(同法23条2項)によってのみ、その金額の減
額変更を求め得るに過ぎない(東京高裁平成4年9月24日判決・税務訴訟資料192号55
4頁。乙3の2)。もっとも、確定申告後に減額更正処分がされた結果、納税者の申告により
確定した納税義務の一部が排除されて減額更正処分による納付すべき税額とされたのである
から、その後の増額更正処分が無効であったり、違法なものとして取り消されたりした場合に
は、納税者は減額更正処分による納付すべき税額を超えて納税義務を負わない法的地位にある
というべきであるから、減額更正処分の後にされた増額更正処分のうち、減額更正処分による
納付すべき税額を超える部分の全部について、その取消しを求める訴えの利益が存することが
明らかである(東京高裁平成16年4月7日判決・税務訴訟資料254-113号順号962
0。乙4の2)。

(2) 本件は、請求原因(1)のとおり、確定申告後に減額更正処分がされ、その後に増額更正処
分がされているから、原告に訴えの利益があるのは、本件増額更正処分のうち、本件確定申告
で示された総所得金額マイナス339万8482円を超える部分及び本件減額更正処分で示
された還付金の額に相当する税額273万2343円を下回る部分についてのみである。したが
って、被告の本案前の主張は理由がある。

2 本件増額更正処分について

(1) 請求原因(1)及び(2)の事実は当事者間に争いが無い。そして、(2)以下で検討のと
おり、原告の本件増額更正処分等が違法であるとの主張は理由がなく、証拠(甲1、2、乙1、
2、5、8ないし10)によれば、被告の主張(1)のとおり、本件増額更正処分等は適法で
あると認められる。なお、本件金員の支払が「自己が便益を受けるために支出する費用」に該
当するか否かについての検討結果は以下のとおりである。

(2) 認定事実

当事者間に争いのない事実及び証拠(後掲各証拠)並びに弁論の全趣旨によれば、次のとお
りの事実が認められる。

ア 当事者

(ア) 原告は、平成15年10月●日に、津市を事業所とする本件病院を開設して以降、院長
として本件病院を経営していた。

また、原告は、医療法人E（以下「E」という。）につき昭和59年12月●日の設立当初から、医療法人社団F（以下「F」という。）につき平成12年8月4日から、それぞれ理事長に就任していた。（甲4、乙6の1、2）

株式会社G（以下「G」という。）は、経営コンサルティング等を目的とする株式会社である。

（イ）A及びBは、いずれも金融業等を目的とする有限会社であり、乙は、Aの取締役である。（甲4、乙6の1、2）

イ（ア）Aは、本件破産手続開始の申立てがなされる以前から、原告、E、F及びGに対して資金の貸付けを繰り返していた。原告は、自ら借主となるほか、AのE及びFへの貸付けにつき、連帯保証をしていた。また、Eは、AのGへの貸付けの一部について連帯保証をしたことがあった。（甲4、乙6の1、2）

（イ）原告、E及びFは、それぞれが経営する病院に関する診療報酬債権や介護報酬債権を、Aからの借入金債務の担保に供する目的で、Aに債権譲渡した（甲4、乙6の1、2）。

（ウ）Aは、平成16年12月20日、Bに対して、AのEに対する貸付金債権及びAが担保目的で有していたEの診療報酬債権を譲渡した。さらに、Bは、後記カのとおり本件破産手続において破産債権の届出をした後である平成17年10月28日、Aに対して、上記貸付金債権の残債権を譲渡した。（甲4、乙6の1、2）

（エ）原告及びEの債権者は、平成17年6月24日時点において、Aのほか株式会社H等であった（甲4、乙6の1、2）。

ウ 株式会社Hは、平成17年6月●日、原告及びEを被申立人として、それぞれの破産手続開始を神戸地方裁判所に申し立てた。神戸地方裁判所は、同年7月●日、原告及びEそれぞれについて、破産手続の開始を決定した（甲4、5、乙6の1、2）。

エ（ア）原告は、本件事業譲渡契約及び本件和解契約の締結に先立ち、Aとの間で、原告が本件和解契約に基づく組入金400万円を負担するとともに、本件破産手続外においてAに対する残債務相当額を誠実に支払うことを条件に、Aは担保目的で譲渡を受けていた本件病院事業による平成16年10月分から平成18年9月分までの診療報酬債権の譲渡担保権を実行せず、原告による本件病院の経営を支援することを合意した（本件約束）。この際、原告とAとの間で、既に金銭消費貸借契約の契約書を作成していたため、本件約束に関する契約書は作成されなかった。（甲6、乙19）

（イ）本件管財人は、神戸地方裁判所の許可を得た（乙16）上で、平成17年8月19日、原告との間で、本件事業譲渡契約を締結した（甲8）。その内容は、①本件管財人は原告に対し、本件病院事業を譲渡する、②本件管財人は、原告が本件病院事業により取得し、保有している診療報酬債権、賃借権、什器備品その他一切の事業資産を破産財団から放棄し、原告の自由財産とする、③原告は、同年7月21日以降に本件病院事業の継続によって発生する労働債権、買掛金等の財団債権債務及び公租公課の納付義務を本件管財人から承継することなどであった。

また、本件管財人、原告及びAは、同日、本件和解契約を締結した（甲7）。その内容は、原告がAに対して平成16年6月30日付けでした診療報酬債権（本件病院事業による平成16年10月分から平成18年9月分までの診療報酬債権。）の譲渡が否認対象行為であるか否かについて互いに譲歩し、①原告及びAが本件管財人に対して、和

解金400万円を連帯して支払う、②原告及びAが上記和解金の支払をした場合には、本件管財人は、上記診療報酬債権の譲渡につき、否認権を放棄するというものであった。

オ 原告は、平成17年7月21日から平成19年12月28日にかけて、Aに対して合計5億4396万3969円を支払ったのに対し、Aは、平成17年8月2日から平成19年12月28日にかけて、原告に対して合計5億0370万6917円を支払った（甲15、甲19）。

Aにおいては、上記支払の差額4025万7052円について、原告に対する貸付けに対する支払、並びに原告が連帯保証をしているE及びFに対する貸付け等に係る貸付残金と未収利息に対する支払として経理処理した（乙19）。

カ Aらは、本件破産手続において、平成17年8月23日、神戸地方裁判所に、Aは4101万2557円（原告に対する貸付金債権）、Bは1億0529万9207円（Eを主債務者とする貸付金についての連帯保証債務履行請求権。元金1億0374万3062円、遅延損害金155万6145円）の各破産債権がある旨の届出を行った（甲9、10）。

本件管財人は、同年12月9日付けで、Aらが届け出た上記各破産債権の全額について、取引経過不足を理由として、異議がある旨をそれぞれに通知した（甲11、12）。

Aらは、上記各異議通知に対して、破産法125条1項に基づく破産債権の査定申立てを行わなかった。そのため、Aらの各破産債権の届出に係る破産債権者表の「確定債権額」欄には、Aらが届け出た各破産債権について、いずれも0円と記載された（甲13）。

キ 神戸地方裁判所は、平成18年7月●日、本件破産手続について終結決定をした（甲14）。

原告は、同月8日、神戸地方裁判所に免責許可の申立てをしたところ、同月25日、同裁判所は申立期間の経過を理由として同申立てを却下した。

原告は、上記却下決定を不服として、同年8月2日、大阪高等裁判所に対して即時抗告したが、同高等裁判所は、同月31日、同即時抗告を棄却し、同年9月●日、同棄却決定は確定した。さらに、原告は、最高裁判所に特別抗告したが、最高裁判所は、同年11月20日、同特別抗告を棄却した。（乙6の1、2）

ク 原告は、Aに対し、平成20年1月22日に100万円（乙12）、同年2月14日に1億2600万円を支払った（甲17、18、乙11）。

Aは、上記支払について、原告に対する貸付けに対する支払、原告が連帯保証をしているE及びFに対する貸付け等に係る貸付残金と未収利息に対する支払として経理処理した。また、Aは、上記支払額は、連帯保証分を含め平成20年2月時点における原告に対する貸付残金及び未払利息の合計額であり、少なくともこれによって本件病院事業に対する貸付けは全額弁済されたとの認識であった。（乙19）

(3) 本件金員の支払の有無（被告の主張（2））について

前記（2）オ及びクのとおり、原告は、Aに対し、平成20年1月22日に100万円、同年2月14日に1億2600万円を支払ったのとは別に、平成17年7月21日から平成19年12月28日にかけて、合計4025万7052円を支払っているから、少なくとも原告の主張する1億4631万1764円（本件金員）に相当する額の支払があったことは認められる。

(4) 「自己が便益を受けるために支出する費用」に該当するか否か（被告の主張（3））について

ア 前記（2）エ（ア）のとおり、本件約束は、本件事業譲渡契約及び本件和解契約に先立ち、

原告が以後もAに対する債務を誠実に履行することをAとの間で確認したものに過ぎず、本件金員の支払についても、本件三契約の以前から存在していた原告のAに対する債務の弁済に過ぎないことが明らかである。

また、本件約束以前に、原告とAとの間で、原告の負担する債務の存否等に関して争いがあったことを認めるに足りる証拠はないから、本件約束は、原告の債務の弁済条件を定めるものに過ぎず、互譲を基礎とする和解契約であるとは到底認められない。したがって、原告が本件約束に従って、本件金員の支払をしたとしても、それは、和解金の支払としての性質を有するものではなく、従前原告が負担していた債務の弁済と何ら異なるところはない。

イ 原告は、Aの破産債権外のG保証分として、合計1500万円が支払われていること（甲15）を根拠に、本件三契約の以前から存在していたAの原告に対する貸付金債権とは別の債務の弁済をしているから、本件三契約に基づいて新たに債務が発生したと主張する。

原告の主張は、原告がAに対する貸付金債権とG保証分に関する債務を併せて更改（民法513条1項）をしたために両債務が消滅し、新たに債務が発生したとの主張と解される。しかしながら、前記（2）エ（ア）のとおり、本件約束において、原告がAの破産債権外のG保証分を負担するといった合意がされているとは認められないから、Aの総勘定元帳（甲15）にG保証分としての支払の記載があっても、本件三契約に基づいて新たに債務が発生したとは認められない。仮に本件約束によってG保証分を負担するとの合意がされたとしても、それは、債務引受ないし保証の趣旨の合意であり、それ以上新たな債務を発生させる更改としての性質までは認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

ウ 原告は、本件金員を貸付金の弁済として経理上処理したとする乙の陳述（乙19）は信用できないと主張する。その根拠として、本件破産手続に係る破産債権者表（甲13）には、Aらの債権額についていずれも0円との記載があり、破産債権者表の記載は確定判決と同一の効力があることからすれば、原告はAらに対して何らの債務も負担していないことになり、本件金員が従前より負担していた債務の弁済であったはずはなく、乙の陳述は、同人の経理処理の便宜からされたものに過ぎないと指摘する。

破産法124条1項は、破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をした破産債権者が一般調査期間内等において異議を述べなかったときは、破産債権の額が確定すると定め、これを受けて、同条3項は、同条1項の規定により確定した事項についての破産債権者表の記載は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有すると定める。

しかしながら、前記（2）カのとおり、本件管財人は、本件破産手続において、Aらの各破産債権の届出に対し、いずれも全額について異議を述べてこれをAらに通知したものの、Aらは、破産債権査定の申立てを行わなかったため、破産債権を確定する手続は行われていない。そのため、Aらの届出に係る上記各破産債権については、破産法124条1項により確定した事項は存在しないから、同条3項により、Aらの届出に係る上記各破産債権が存在しないことに確定する効果も当然生じない。このことは、本件破産手続に係る破産債権者表にAらの債権額につきいずれも0円とする記載がなされたことにより左右されるものではない。

そして、Aらの届出に係る上記各破産債権について確定の効果が生じていない以上、破産法221条1項の適用はなく、上記の破産債権者表の記載について、破産者に対し、確定判

決と同一の効力を認める余地もない。

したがって、乙が本件金員の支払につき経理上も貸付金に対する弁済として処理していたことは合理的であって、実際、前記（２）オ及びクのとおり、Aは、原告の貸付金債務のほか、原告が連帯保証しているEやFの貸付金債務の残金及び未払利息に充当処理していたのであるから、乙の陳述は信用できる。（なお、このような原告の弁済行為が、仮に他の債権者との関係で不公平であるとしても、そのことにより、弁済としての法的効果が否定されるものではなく、公序良俗に反するものとも認められない。）

したがって、原告の上記主張は採用できない。

エ 原告は、本件三契約に基づいて本件管財人に支払った400万円については必要経費として認められているにもかかわらず、同じく本件三契約に基づいて乙に支払った1億4631万1764円については必要経費として認められていないことは不当であると主張する。

しかしながら、前記（２）エ（イ）のとおり、本件和解契約においては、本件管財人が、原告がAに対してなした診療報酬債権の譲渡につき、否認権を放棄するといった互譲が認められ、これにより、本件和解契約の和解金400万円分の経済的価値が原告及びAから流出したことになるのに対して、前記アのとおり、本件約束は、原告の債務の弁済条件を定めるものに過ぎず、Aには何らの互譲が認められないから、双方の取り扱いが異なることは当然であって、何ら不当な点は認められない。したがって、原告の上記主張は採用できない。

オ したがって、本件金員の支払は、原告の債務を減少させるにとどまり、費用を発生させるものでなく、また、その支出の効果が支出の日以後1年以上に及ぶものではないから、「自己の便益を受けるために支出する費用」とは認められない。

3 以上によれば、その余の点につき判断するまでもなく、原告の本件増額更正処分等の取消しを求める請求のうち、訴えの利益がある部分の請求には理由がない。

第4 結論

よって、本件訴えのうち、本件増額更正処分等のうち、総所得金額マイナス339万8482円を超えない部分及び還付金の額に相当する税額273万2343円を超える部分の取消しを求める訴えは不適法であるからこれを却下し、原告のその余の請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

津地方裁判所民事部

裁判長裁判官 坪井 宣幸

裁判官 瀬戸 さやか

裁判官 大久保 陽久